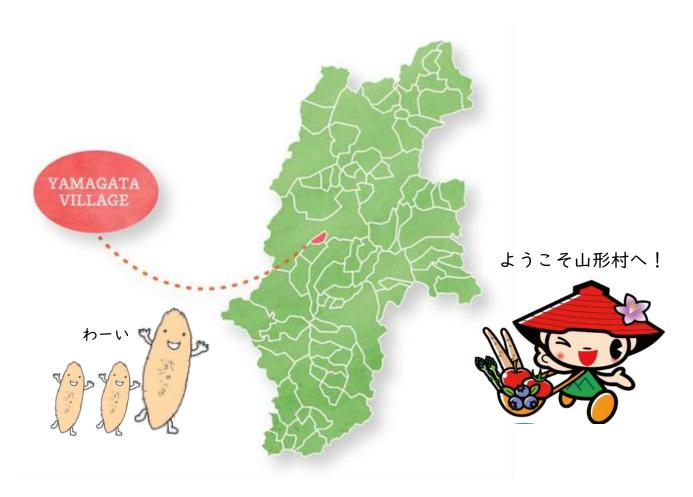
山形村長期おためし住宅 ご利用案内



山形村役場 企画振興課

山形村長期おためし住宅は、山形村へ移住を検討していただくための施設です。趣旨をご 理解いただき、山形村での充実した田舎暮らしをご体験ください。



1.利用条件

① ご利用いただける条件

利用条件

- ●山形村外に住所があり、将来的に本村へ移住を具体的に計画していること
- ●入居する全ての方が、利用期間中山形村に転入すること
- ●貸付料(家賃)を支払う能力があること
- ●入居する全ての方が、市町村民税の滞納がないこと
- ●入居する全ての方が、暴力団との関りがないこと

その他

- ●入居中、連絡班の活動に積極的に参加できること
- ●村が主催する移住イベントに積極的に参加できること

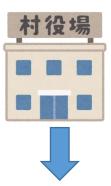
※申請後に利用条件確認のために追加して、添付書類を求める場合があります。

② 利用期間と貸付料(家賃)

利用期間	貸付料(月額)消費税込料
入居した日から起算して最大 2 年以内	
※ただし、入居 年目は入居日から同じ	40,000 円
年度の3月末までを1年とします。	

2.募集から決定まで

<募集から決定までのフロー>



①村での募集

山形村の公式ホームページで募集を行います。



②申請書の提出

村が指定する日までに、オンライン申請または郵送により 「おためし住宅借受申請書」の提出をお願いします。

※郵送の場合は、指定日までに必着ですのでご注意ください。



【オンライン申請フォーム】



③村での選考・決定

申込み多数の場合は村で選考を行い決定します。 選考の際に、利用条件の確認のためご連絡する場合がございます。



<選考の基準>

○山形村への移住について本気度の高い方を優先します。 例:村で開催しているイベントやおためし住宅を利用した ことがある方など



④利用の可否の通知

利用の可否の選考後、山形村より可否の連絡をします。 利用が決定した方には「おためし住宅貸付承認書」を郵送し、 電話またはメールにてご連絡します。 ※可否の結果の理由はお答えいたしません。

3. 入居時の確認事項

長期おためし住宅 住所

〒390-1301

長野県東筑摩郡山形村 3888 番地 2-101 (または 102)

① 賃貸借契約の締結

利用決定後、日程を調整し「賃貸借契約」を村と交わします。 ※契約に印鑑が必要ですのでご用意ください。

② 長期おためし住宅の設備等 ※102 号室も同様の仕様です。



【トイレ】

ウォシュレット機能付きです。



【玄関】

モニター付インター ホンと郵便受けを設 置しています。

101



【クローゼット】

寝室に WIC(ウォークインクロー ゼット) がありハンガーパイプが

付いています。



【窓】

○の箇所の窓には障子戸があるため カーテンは不要です。

トイレ、洗面所、浴室、キッチンの窓 はすりガラスになっています。



【机】

リビングには固定で机を設置しています。 ※ベンチではないので座らないようお願い します。破損の原因になります。



【エアコン】

各部屋に | つエアコンを設置しています。

③ ライフラインの契約

電気、ガス、水道の各種、開栓、名義変更の手続きをお願いいします。

種別	お問い合わせ先
,	中部電力ミライズ ※電気は「名義変更」になります。
電 気	電話番号:0120-921-693
	※電気は電話のみの対応となります。
	JA 松本ハイランド ※ガスは「名義変更」になります。
ガス	電話番号:0263-26-3015
	※ガスは電話のみの対応となり開栓時に立会が必要です。
	山形村役場 建設水道課 ※水道は「開栓手続き」になります。
	電話番号:0263-98-5667
水道	建設水道課
	インターネットでの開栓手続きが可能です。 国内 ページ

※インターネットや電話等が必要な場合は個別に契約業者をお選びください。 ※電気のアンペアは 40A です。必要なら 60A まで増幅可能です。手続きは、

「中部電力ミライズ」へお問い合わせください。

④ 現地説明

役場担当者が、日程調整後に現地説明を行います。(I~2時間程度かかります。)



⑤ その他のお手続き

目的	担当窓口	お問い合わせ先
小学校への入学手続き	※教育委員会	電話番号:0263-98-3155
	(山形小学校)	電話番号:0263-98-2012
	※子育て支援課	電話番号:0263-98-5600
保育園への入園手続き	(山形保育園)	電話番号:0263-98-2035
	(やまのこ保育園)	電話番号:0263-98-5522

※入学、入園手続きをお考えの場合は、まずは(※)行政担当窓口にお問い合わせください。

4. 入居中の確認事項

① 貸付料の支払い

支払い可能な場所	支払い期日
山形村役場 会計窓口	前月末まで(入居月以外)

※入居日が月の途中の場合は、日割り計算します。

例:入居日が 4/15 の場合

「4/15~4/30の貸付料」+「5/1~5/31の貸付料」を 4/30 までにお支払い

② 転入手続き

転入手続きをお願いいたします。

担当窓口	期日
山形村役場 住民課	入居開始後 I 4 日以内

③ ご用意していただくもの

備え付けの設備(3.②長期おためし住宅の設備等参照)等以外に家具や家電はありませんのでご自身でご用意ください。

④ 入居中にご負担いただくもの

- ●電気、ガス、上下水道、電話、インターネット及びテレビの使用料等
- ●ごみ及び汚物の処理に要する費用(ごみ袋等)
- ●共同施設の使用に要する費用
- ●建具の破損並びに住宅以外の小破修理に要する費用
- ●障子及びふすまの張替の費用
- ●借受者の責に帰すべき理由によって生じた滅失、又は損傷に係る修繕に要する費用

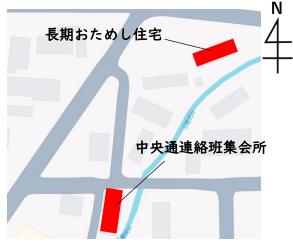
⑤ 連絡班(自治会)活動への積極的な参加

長期おためし住宅は、中央通連絡班内に位置します。連絡班活動に参加できることは、 長期おためし住宅の特徴でありますので、活動への積極的な参加をお願いいたします。 ※入居後には連絡班の活動の説明を受けるため、役場担当者と一緒に連絡班長へご挨拶 にいく場合があります。

長期おためし住宅所属連絡班名	中央通(ちょうおうどおり)連絡班
区別のためしは七川周廷和処仏	1人心(りょうむ)にむう) 在船が



中央通連絡班集会場



中央通連絡班集会場位置図

⑥ 入居中の注意事項

村からのお願い

- (1)周辺の地域住民と交流を図り、連絡班の活動に積極的に参加すること
- (2) 村で開催する移住イベントに積極的に参加すること

遵守事項

- (I)暴力団もしくは、暴力団員に使用させない、また自らが暴力団員として使用しない
- (2) 留守や就寝時には施錠を行う
- (3) 火器の取り扱い、備え付けの備品の取り扱いを適切に行う 厳冬期には水道の凍結防止に努める
- (4) 敷地内の除草や除雪等、指定の管理の範囲で行う
- (5) ごみは決められたルールに従い排出すること
- (6) その他村長が必要と認めること

禁止事項

- (1)建物及び敷地内での物品の販売等
- (2) ペットの同伴
- (3) 住宅内での喫煙
- (4) 住宅の模様替、増築、改築、その他の工事
- ※ただしやむを得ない理由がある場合は村長の承認を得て自費で工事する ことができる
- (5) 印刷物の貼付け又は配布
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式等

- (7) 近隣及び集落に迷惑を及ぼす行為
- (8) 長期おためし住宅(敷地含む)の賃貸及び譲渡
- (9) その他長期おためし住宅にふさわしくない行為

⑦ ごみ出しについて

長期おためし住宅内で発生したごみは、分別をして周辺住民と同じく地区(中央通連絡班)のごみステーションへ出してください。

● ごみを捨てられる日

種 別	収集日
可燃ごみ(生ごみ)	毎週 月・水・金曜日
資源物 資源プラスチック (白色トレイを含む)	毎月 第2・4 火曜日
金物	毎月 第 土曜日
ペットボトル	毎月 第2土曜日
紙類	毎月 第3土曜日
ガラスびん	毎月 第3火曜日
乾電池・ライター類	4·8·12月第2木曜日
蛍光管等	7・11・3月第2木曜日
布類	偶数月第4土曜日
家庭灰	毎月第4木曜日
破砕ごみ	6·9·12·3月第3木曜日
埋立ごみ ガラス屑・陶磁器類	毎月第1木曜日
粗大ごみ(有料)	直接業者へ持ち込んでください

※ごみの詳しい捨て方や日程は「生涯学習カレンダー(ごみ捨てスケジュールカレンダー)」及び「ごみ分別辞典」をご参照ください。

● 指定のごみ袋

ごみ捨ての際は、山形村指定のごみ袋を購入し捨ててください。

指定ごみ袋は、可燃(赤色)、プラスチック(黄色)、不燃(緑)の3種類あります。





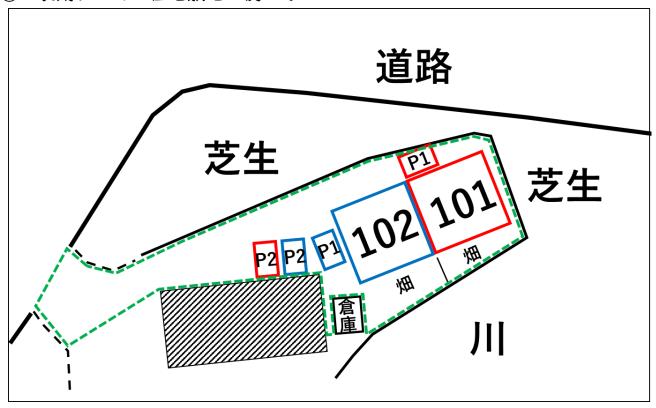


● 中央通ゴミステーション





⑧ 長期おためし住宅敷地の使い方について



●駐車場について

駐車場は一部屋 2 駐車場を用意しております。

| 10|| 号室の駐車場:

のPI、P2

102 号室の駐車場:

のPI、P2

●除草・除雪の範囲

図の_____で囲まれた範囲の除草と除雪を、101・102 号室入居者共同でお願いします。

●畑について

畑は 101・102 号室それぞれに面している畑をご使用ください。

●共有倉庫について

敷地内には倉庫が | つあります。(図をご参照ください。) ※仕切りが無いため | 0 | ・ | 02 号室入居者共同の倉庫とします。



5. 退去時の確認事項

退去をご希望の場合は、期日の | ケ月前までに「おためし住宅退去届」の申請をお願い します。

※入居期間満了に伴う退去の際は申請は不要です。

退去時の確認事項

- (I) 未納分の貸付料がない
- (2) 電気、ガス、水道等の閉栓手続きが完了した
- (3) 退去前の清掃(特にキッチン、トイレ、風呂、洗面所)が済んでいる
- (4) ごみは分別して処分した
- (5)建物や備品の破損等はない※破損等がある場合は、事前に報告ください
- (6) 残置物がない(※再度確認をお願いします)
- (7) 鍵は山形村へ返却した

6.注意事項

- ① 貸付料の支払いは、山形村役場会計窓口でお支払い下さい。現金収納のみで、クレジットカード等の利用はできません。
- ② 鍵を紛失した場合、必ず村へ報告して下さい。また、交換費用を入居者様にご負担いただきます。
- ③ 施設内の事故、トラブル等は入居者様の責任において対処をお願いします。

7. お問合せ

T390-1392

長野県東筑摩郡山形村2030-1

山形村役場企画振興課

受付時間:平日8:30~17:15

TEL: 0263-98-5666

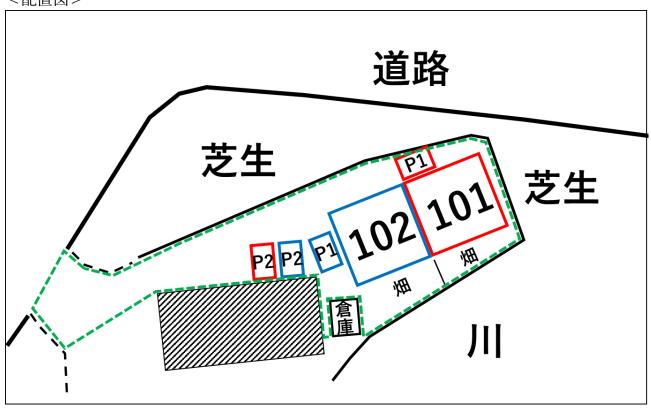
Mail: kikaku@vill.yamagata.nagano.jp

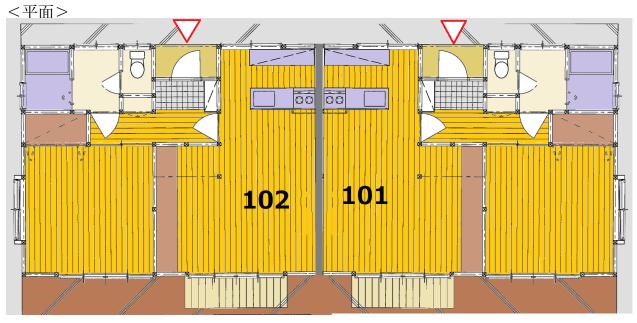


山形村ホームページの QR

参考資料

<配置図>





<外観>



<内観>



12 / 12